

平成30年10月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

介護保険制度下での介護サービスの対価に係る  
医療費控除の取扱いに係る留意点についての一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の  
取扱いに係る留意点について」の一部改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局振興課長等より各都道府県介護保険  
主管部長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添  
のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関  
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲  
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

(介 138)

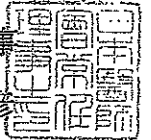
平成 30 年 10 月 3 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに  
係る留意点について」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成 12 年 11 月 16 日老振発第 73 号）が、別添のとおり改正され、平成 30 年 4 月サービス分より適用することとされた旨の通知が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

当該通知の改正された内容といたしましては、介護医療院における留意点等の記述や、介護老人保健施設および介護医療院利用料に関する各領収証様式が追加されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。